

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告示
大規模小売店舗立地法第六條第一項の規定により変更の届出があつた件 五三
- 大規模小売店舗の変更の届出について意見があつた件 五三
- 保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする森林所有者等の所在が不明であるため当該通知の内容を掲示した件三件 五三
- 道路の区域を変更する件 五三
- 道路の供用を開始する件 五三
- 公告
家畜人工授精に関する講習会を開催する件 五五
- 県営土地改良事業の工事が完了した件二件 五五
- 地域森林計画の案を定めた件 五五
- 地域森林計画の変更案を定めた件三件 五五
- 一般競争入札を行う件 五五
- 正 誤
平成二十七年十一月十日付け定例第二千七百四十四号中 五七

告 示

福島県告示第七百九十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六條第一項の規定により、大規模小売店舗について次のとおり変更の届出があつた。なお、当該届出を平成二十七年十一月十三日から平成二十八年三月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県中地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び郡山市産業観光部産業政策課に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
ヨークタウン大槻 福島県郡山市大槻町字土瓜三十七番地一ほか

二 変更した事項
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 株式会社エムケイ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区一番町三丁目六番四号

（二） 有限会社フラワーハウスおおはし

代表取締役 大橋 博

福島県郡山市島二丁目三十八番十九号

（変更後） 株式会社マツモトキョシ東日本販売

代表取締役 岡野 恵一

宮城県仙台市青葉区中央二丁目二番二十四号

三 変更した年月日

（一） 平成二十四年四月一日

（二） 平成二十四年七月十七日

四 届出年月日

平成二十七年十月十九日

五 届出をした者

中道リース株式会社

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百九十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八條第一項の規定により聴取した意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を平成二十七年十一月十三日から同年十二月十三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県北地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び福島市総務部情報管理課市民情報室に備え置いて縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

一 意見の対象となつた大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン福島店 福島県福島市南矢野目字西荒田五十番地十七ほか

二 法第八條第一項の規定により福島市から聴取した意見の概要
意見なし。

（商業まちづくり課）

福島県告示第七百九十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を古殿町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
古殿町農業協同組合 小浜弘之 佐川博幸
- 二 通知の内容の要旨

- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
- 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十七年農林水産省告示第二千二百九十一号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百九十六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を小野町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、次のとおりである。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
小野町農業協同組合 吉田広幸
 - 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十七年農林水産省告示第二千二百四十四号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百九十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十三条第三項の規定により、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知をする相手方のうち次に掲げる者については、その所在が不明であるため、同法第八十九条の規定により当該通知の内容を小野町役場の掲示場に掲示した。当該通知の内容の要旨は、

次のとおりである。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

- 一 所在の不明な者の氏名
長久保吉三郎 長久保茂平 長久保惣弥 長久保虎吉 長久保松吉 長久保今朝吉 今泉師孝 加瀬英平 吉田初雄
 - 二 通知の内容の要旨
- 1 保安林の指定施業要件を変更したと農林水産大臣から通知があったこと。
 - 2 当該変更に係る保安林の所在場所及び変更後の指定施業要件については、保安林の指定施業要件を変更する件（平成二十七年農林水産省告示第二千二百六十六号）によること。

（森林保全課）

福島県告示第七百九十八号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、県道について道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路線名	区 間	変更前 の変更後 の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
県道郡山 大越線	郡山市下白岩町字中木 田四五番地先から 同 市白岩町字福田四 二四番地先まで	変更前	一〇・〇	六二五・〇
		変更後	八・八	六二五・〇

（道路計画課）

福島県告示第七百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、福島県土木部道路総室道路計画課及び福島県県中建設事務所で平成二十七年十一月十三日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀雅雄

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 の 期 日
県道郡山大越線	郡山市下白岩町字中木田四五番地 先から 同 市白岩町字福田四二四番地先 まで	平成二十七年二月三日

(道路計画課)

公 告

公告第二百六十六号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、家畜人工授精に関する講習会を次のとおり開催する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 開催期日

平成二十八年一月二十一日から同年二月二十四日まで

二 場所

1 学科、実習(二の2に掲げる実習を除く。)及び修業試験

福島県農業総合センター農業短期大学校 西白河郡矢吹町一本木四百四十六番地の一

2 実習(精液の採取、保存液の調整、精液の希釈、精液の液状保存及び凍結保存に係るものに限る。)

福島県農業総合センター畜産研究所 福島市荒井字地蔵原甲十八番地

三 対象家畜の種類

牛

四 受講人員

二十名程度

五 受講資格

家畜改良増殖法第十七条第一項及び第二項各号に該当しない者

六 受講手続

1 講習会を受けようとする者は、あらかじめ家畜人工授精に関する講習会選考申込書を、平成二十七年十二月九日までに所轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

2 受講を許可された者は、家畜人工授精に関する講習会受講願書に二万八千円相当額の福島県収入証紙を貼り、履歴書を添付の上、平成二十八年一月十三日までに所

轄する福島県家畜保健衛生所を經由して知事に提出すること。

七 その他

1 選考申込者が定員を超過した場合は、書類選考により受講者を決定する。

2 詳細については、福島県農林水産部生産流通総室畜産課又は最寄りの福島県家畜保健衛生所に問い合わせること。

(畜産課)

公告第二百六十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、長峰地区に係る県管戸別補償実施田滑化基盤整備(農地整備事業)事業の工事は、平成二十七年二月二十日完了したので公告する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第二百六十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第一百三十二条の二第三項の規定により、皮籠地区に係る県管農村地域復興再生基盤総合整備事業(農地防災事業(ため池等整備事業))の工事は、平成二十七年八月十九日完了したので公告する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

(農村計画課)

公告第二百六十九号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第一項の規定により、奥久慈森林計画区に係る地域森林計画をたてる予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

奥久慈地域森林計画書案

二 縦覧の期間

平成二十七年十一月十三日から同年十二月十三日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課及び福島県南農林事務所森林林業部 (森林計画課)

公告第二百七十号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第五条第五項の規定により、阿武隈川森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供

する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

阿武隈川地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十七年十一月十三日から同年十二月十三日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県北農林事務所森林林業部、福島県中農林事務所森林林業部及び福島県南農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、会津森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

会津地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十七年十一月十三日から同年十二月十三日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県会津農林事務所森林林業部及び福島県南会津農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第二百七十二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第五条第五項の規定により、磐城森林計画区に係る地域森林計画を変更する予定であるので、その案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十七年十一月十三日

福島県知事 内堀 雅 雄

一 縦覧に供する書類

磐城地域森林計画書変更案

二 縦覧の期間

平成二十七年十一月十三日から同年十二月十三日まで

三 縦覧の場所

福島県農林水産部森林林業総室森林計画課、福島県相双農林事務所森林林業部及び福島県いわき農林事務所森林林業部

(森林計画課)

公告第273号

W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける物品等の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。以下「財務規則」という。）第274条の3第1項の規定により公告する。

平成27年11月13日

福島県知事 内 堀 雅 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の件名及び数量 複合振動試験装置 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 仕様書による。
- (3) 納入期限 平成28年10月14日（金）
- (4) 納入場所 ふくしま医療機器開発支援センター

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満足している者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登載されている者又は開札時までに福島県の物品購入（修繕）競争入札参加資格を取得している者であること。
- (3) この公告の日から入札の日までの間に福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていないこと。
- (4) この公告に示した仕様に合致した物品又はこれと同等の物品について納入実績があり、かつ、確実に納入できること。
- (5) 当該物品に係る迅速な保守及び修理の体制が整備されていること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の物品購入（修繕）一般競争入札参加資格確認申請書に、2の(4)に掲げる事項について証明できる書類を添付して、平成27年12月14日（月）午後5時までに次に掲げる場所に提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けること。

郵便番号960-8670 福島県福島市杉妻町2番16号

福島県出納局入札用度課

電話024-521-7413

4 契約条項を示す場所及び期間

3に掲げる場所において平成27年11月13日（金）から同年12月14日（月）まで（土曜日、日曜日及び同年11月23日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先 3に掲げる場所に同じ。
- (2) 入札説明会の日時及び場所 平成27年11月24日（火）午後2時 福島県出納局入札用度課
- (3) 入札及び開札の日時及び場所 平成28年1月8日（金）午前10時30分 福島県出納局入札用度課（郵便により入札する場合は、書留郵便により行うものとし、平成28年1月7日（木）午後5時までに必着のこと。）

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 この入札に参加を希望する者は、入札金額の100分の3以上の額の入札保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第249条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、入札保証金の全部又は一部の納付を免除する。
- (2) 契約保証金 落札者は、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。ただし、財務規則第229条第1項各号のいずれかに該当する場合においては、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

7 入札に参加を希望する者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県知事から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

8 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

9 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- (2) 入札方法 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 落札者の決定の方法 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (4) 契約書作成の要否 要
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

- (1) Nature and quantity of the products to be purchased : Compound vibration testing system 1set
- (2) Time-limit of tender(by hand) : 10:30 a.m., 8 January 2016
- (3) Time-limit of tender(by mail) : 5:00 p.m., 7 January 2016
- (4) Contact point for the notice : Bid Administration Division, Treasury Bureau, Fukushima Prefectural Government, 2-16 Sugitsuma-cho, Fukushima-shi, Fukushima 960-8670 Japan TEL024-521-7413

(入札用度課)

六五 一	上	後ろ か	平成 二十 七年 十一 月 十六 日	平成 二十 七年 十一 月 十七 日	○平成二十七年十一月十日付け定例第二千七百四十四号中	ペー ジ	正	誤
ら 八						段		

正 誤